

令和8年第3回定例会補正予算における物価高騰対策について

物価高騰が地域社会にもたらす影響を的確に捉えた上で、プレミアム商品券や建設券など、効果的かつ適時に市独自の対応を進めてきたところであり、その一環として、既定の交付金を活用し、新たに低所得世帯を対象とした生活支援を行います。

(低所得世帯向け生活支援)

高齢者・障がい者・ひとり親世帯 物価高騰緊急生活支援事業		※新規	9月補正 (予定)	補正額	123,000	千円
物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和8年度住民税非課税の高齢者、障がい者及びひとり親世帯に対して、生活・暮らしの支援を行うため、1世帯あたり1万円を給付						
● 支給対象	令和8年9月1日現在、岩見沢市に住民登録のある住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯 ①令和8年度中に満70歳以上になる方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）がいる世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯 ③ひとり親世帯（児童扶養手当受給資格者）					
● 支給額	1世帯あたり1万円 〔見込世帯：11,500世帯〕					
● 周知方法	対象者に文書で通知 広報及び市ホームページ等で周知					
● 申請方式	①積極支給（通知書を送付）※申請手続き不要 ②口座情報がない方などは申請方式（申請書、返信用封筒を送付） 申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて郵送					
● スケジュール	①積極支給 令和8年10月下旬 通知書発送 令和8年12月上旬 給付金振込み ②申請方式 令和8年11月下旬 申請書等発送（申請受理後、順次振込み） 令和9年2月1日 申請受付終了					
● 財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国10/10）					